ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から、認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成11年度以降に元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積3,500㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る空調設備、衛生設備を含む機械設備工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る空調設備、衛生設備を含む機械設備工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ　建設業法の管工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　管工事に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、管工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「岩国飛行場（H26）格納庫（輸送）新設機械工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

## 競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人理化学研究所の平成27・28年度における建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年 11 月 28 日

独立行政法人理化学研究所
財務部長　　佐藤　　毅

◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11

１　申請の業種区分

⑴　建設工事

⑵　設計・コンサルティング業務

２　申請書の受付期間　平成27年１月６日～平成27年１月30日（土、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の10時から17時（12時から13時を除く。）。

なお、その後においても随時受け付けますが、資格決定の時期が遅れます。

３　参加資格の申請

⑴　申請書の入手方法　申請窓口において当研究所の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を配布します。また、当研究所のホームページ http://www.riken.jp/より、申請書をダウンロードすることもできます。

⑵　申請書の提出方法　申請書に次の書類（以下「添付書類」という。）を添え、申請窓口に提出すること。郵送等によることも可。

独立行政法人理化学研究所の全ての事業所の共通資格となります。

申請窓口は以下のとおり。

独立行政法人理化学研究所

〒351―0198 埼玉県和光市広沢２－１　財務部契約調整課　電話048―467―9581

ア　建設工事の申請の場合

㋐一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）　㋑営業所一覧表　㋒総合評定値通知書の写し　㋓納税証明書の写し　㋔委任状（行政書士等が申請する場合又は経常建設共同企業体の場合）　㋕共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合）　㋖誓約書（経常建設共同企業体の場合）

イ　設計・コンサルティング業務の申請の場合

㋐一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）　㋑測量等実績調書　㋒技術者経歴書　㋓営業所一覧表　㋔登記簿謄本又は抄本　㋕業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し　㋖財務諸表類　㋗納税証明書の写し　㋘委任状（行政書士等が申請する場合）

⑶　申請書等の作成に用いる言語及び通貨

ア　申請書及び財務諸表は日本語で作成すること。なお、その他の書類を外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

⑷　申請に関する照会先　申請窓口に同じ。

４　資格の有効期間　資格認定の日から、平成29年３月31日までとする。

５　資格及び審査

⑴　資格審査は、審査項目ごとの実数に基づき附与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　資格は、前記⑴の合計点により当研究所の区分に基づいて格付けする。

６　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を郵送します。

７　その他

⑴　「建設工事、設計・コンサルティング業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者で、文部科学省の資格を得ている者又は得ようとする者は、この公示するところによる申請の必要はありません。文部科学省の資格審査結果通知書の写しにより競争に参加できるものとします。

⑵　当研究所で認定された一般競争（指名競争）参加資格では文部科学省の資格及び国（中央省庁）の統一資格の有資格者にはなれません。

# 招　　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 26 年 11 月 28 日

警察庁長官官房会計課理事官　宮沢　忠孝

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

**○第 905 号**

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　導入計画物品及び数量

通信傍受法用記録等装置　数量未定

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成27年度以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

⑴　資料等の提供期限　平成27年１月５日17時45分（郵送の場合は必着のこと。）